省令

○国土交通省令第八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号、第十一条第三項及び第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第六条第一項第六号の書類） **第四条**　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　削除 三～十八　（略） ２　一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 ３　許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。 **第六条**　削除 （毎事業年度経過後に届出を必要とする書類） **第十条**　（略） ２　法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。 （削除）	（法第六条第一項第六号の書類） **第四条**　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　別記様式第十一号の二による法第七条第二号ハに該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表 三～十八　（略） ２　一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 ３　許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。 （許可申請書の提出） **第六条**　法第五条の規定により国土交通大臣に提出すべき許可申請書及びその添付書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。 （毎事業年度経過後に届出を必要とする書類） **第十条**　（略） ２　法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。 ３　法第十一条第三項の規定による届出のうち第四条第一項第二号に掲げる書面に係るものは、別記様式第十一号の二による一覧表により行うものとする。